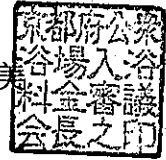


令和7年3月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府公衆浴場入浴料金審議会
会 長 木 下 明



公衆浴場入浴料金統制額について（答申）

令和6年7月3日付け6生第549号で諮問のありました公衆浴場入浴料金統制額については、下記のとおり改定することが適当であることを答申します。

記

1 新統制額

料 金 区 分	新 統 制 額	備 考
大 人（満12歳以上）	550円	改 定（現行 510円）
中 人（満6歳以上12歳未満）	200円	改 定（現行 160円）
小 人（満6歳未満）	100円	改 定（現行 60円）

2 施行時期

令和7年4月1日

3 附 帯 意 見

公衆浴場における経営状況は厳しく、廃業を検討する浴場が後を絶たない状況を鑑み、次の意見を附する。

- 公衆浴場を、今後も地域に不可欠なものとして存続させていくため、経営収支推計表の補正等、入浴料金統制額に関する検討も進める一方、利用者の減少や後継者不足等の浴場をとりまく課題や、地域の交流の場でもある公衆浴場のあり方も含め、広く議論を進めていく必要がある。
- 公衆浴場は地域のコミュニティー維持や災害時の入浴支援等の役割も期待できることから、京都府は市町村と公衆浴場との連携が図られるよう、取組を進められたい。